

社会福祉法人浪江町社会福祉協議会福祉用具貸与規程

(目 的)

第1条 浪江町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）は、浪江町における在宅の要介護者のいる家庭に対し、この規程に定めるところにより福祉用具を貸与し、在宅福祉の向上を図ることを目的とする。

(福祉用具の種類)

第2条 この規程による福祉用具とは次のものをいう。

- (1) 電動ベッド
- (2) 車いす

(貸与対象者)

第3条 この福祉用具の貸与対象者は次のすべてを満たすものとする。

- (1) 浪江町に住所を有し、在宅の介護等で、福祉用具が必要であると認められる者。
- (2) 福祉用具が必要であるが、公的制度による福祉用具貸与が認められていない者。

(貸与期間)

第4条 この福祉用具の貸与期間は、原則として1月以内とする。ただし、公的制度による福祉用具貸与の可否が確定していない場合など、止むを得ない事由があるときには、福祉用具の貸借を最長3月自動更新することができる。

- 2 前項の期間は、更新又は変更することができる。
- 3 貸与期間中においても、公的制度による福祉用具貸与が認められた場合は、直ちに福祉用具を返納するものとする。

(借用申込み等)

第5条 福祉用具を借用する者は、町社協会長宛に、必要書類を添付し、借用申込書（様式第1号）を提出するものとする。

- 2 福祉用具を借用する者が、借用期間等の更新又は変更をする場合は、その都度借用申込書を提出するものとする。

(貸与決定)

第6条 前条により借用申込みがあった場合は、速やかに貸与の可否を決定し、申込者に福祉用具貸与決定通知書（様式第2号）を通知するものとする。

(使用料)

第7条 この福祉用具の使用料は、無料とする。

(借用及び返却)

第8条 貸与の決定を受けた者は、指定の日に福祉用具を受け取り、借用期間の満了又は借用の必要がなくなったときは、速やかに返納するものとする。

(管理・保全・賠償責任)

第9条 借用者は、借り受けた福祉用具を良好に管理また安全に努めるとともに、町社協会長の許可なく、その福祉用具を第三者に貸し与えてはならない。

2 福祉用具の使用に伴う事故は借受人の責任に帰するものとする。

3 不注意により福祉用具を紛失又は毀損させた場合、借用者において弁償しなければならぬ。ただし、自然災害等により故意でないと認められる場合は、会長と協議の上、その措置を決定する。

附則

1 この規程は平成 23 年 5 月 12 日から施行する。

2 この規程執行の際、既に貸し出している福祉機器については、この規程により当該使用者に貸し出しされたものとみなす。

附則

この規程は、平成 23 年 5 月 12 日より施行する。

附則

この規程は、平成 23 年 9 月 1 日より施行する。